# 北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385
印刷　富士プリント㈱


目　　次　　ページ

規　　則


○特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則……（税務課）　1
○北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則……（環境政策課）　2
○北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則……（健康推進課）　5
○北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則……（健康推進課）　6
○北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則……（経済部総務課）　6
○北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則……（産業振興課）　11
○北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則……（産業振興課）　14
○北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則……（畜産振興課）　15
○北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則…（技術普及課）　16
○北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則……（水産振興課）　16
○北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則……（森林活用課）　16
○北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則…（森林活用課）　20
○宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則……（都市計画課）　21
○都市計画法施行細則の一部を改正する規則……（都市計画課）　21
○北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則……（建築指導課）　22
○北海道立教職員検診センター条例施行規則を廃止する規則……（教育庁福利課）　25


## 規　　則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第15号**

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「第20条まで」の次に「、第23条」を加える。

第13条及び第14条を次のように改める。

（条例第23条又は第24条の規則で定める特定事業用施設、業種又は家屋若しくは構築物の部分）

**第13条**　条例第23条及び第24条の規則で定める特定事業用施設（以下この項において「対象施設」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

⑴　一の施設（一の家屋若しくは構築物又は用途上不可分の関係にある２以上の家屋若しくは構築物であって一団の土地にあるものに限る。）であって当該施設の用に供する家屋又は構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第６条第１号及び第２号又は法人税法施行令第13条第１号及び第２号に掲げるものに限る。）及び当該家屋又は構築物の敷地である土地（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。次項において「総務省令」という。）第３条第１号に規定する同意日の日以後に取得した土地であって、その取得の日の翌日から起算して１年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）の取得価額の合計額が３億円（次項第１号に規定する業種に係るものにあっては、５億円）を超えるものであること。

⑵　当該対象施設に係る家屋につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該家屋の床面積（機械室、廊下、階段その他共用に供されるべき部分の床面積（以下この号において「共用部分の床面積」という。）を除く。）のうち当該対象施設に含まれる部分の床面積（共用部分の床面積を除く。）の占める割合が２分の１以上のものであり、当該対象施設に係る構築物につき当該対象施設に含まれない部分がある場合には当該構築物を構成する減価償却資産（所得税法施行令第６条第２号又は法人税法施行令第13条第２号に掲げるものに限る。以下この号において同じ。）の取得価額の合計額のうち当該対象施設に含まれる部分を構成する減価償却資産の取得価額の合計額の占める割合が２分の１以上のものであること。

２　条例第23条及び第24条の規則で定める業種は、次に掲げる業種とする。

⑴　製造業

⑵　総務省令第１条第１号に規定する情報通信業

⑶　総務省令第１条第３号に規定する情報通信技術利用業
⑷　総務省令第１条第４号に規定する運輸業
⑸　総務省令第１条第５号に規定する卸売業
⑹　自然科学研究所

３　条例第23条の規則で定める部分は、特定事業用施設の用に供する部分（事務所等に係る部分を除く。）とする。

４　条例第24条の規則で定める部分は、特定事業用施設の用に供する部分（事務所等に係る部分を除く。）とする。

**第14条**　削除

別記第１号様式末尾欄外注の事項、別記第２号様式末尾欄外摘要１の事項、別記第３号様式その３末尾欄外注１⑶の事項及び⑹の事項並びに注４の事項、同様式その４末尾欄外注１⑶の事項及び⑹の事項並びに注４の事項、別記第４号様式その２末尾欄外摘要１の事項、同様式その３末尾欄外摘要１の事項並びに同様式その４末尾欄外摘要１の事項中「対象地区が」の次に「集積区域又は」を加える。

**附　則**

１　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第13条の規定は、平成19年10月30日から適用する。

２　平成19年10月30日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して２月を経過する日の前日までの間において、改正後の規則第13条第１項に規定する特定事業用施設を設置した者に係る特定工業等導入地区等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「特工規則」という。）第４条の規定による申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して２月を経過する日とする。

３　平成19年10月30日以後に改正後の規則第13条第１項に規定する特定事業用施設を設置した者について、特工規則第６条の規定による申請の期限が施行日から起算して２月を経過する日の前日までに到来する場合にあっては、当該申請の期限は、同条の規定にかかわらず、施行日から起算して２月を経過する日とする。

４　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特工規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

---

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第16号**

北海道自然環境等保全条例施行規則の一部を改正する規則

北海道自然環境等保全条例施行規則（昭和49年北海道規則第14号）の一部を次のように改正する。

第28条（見出しを含む。）中「公団」を「公社」に改め、同条に次の１号を加える。

⑷　地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第１項に規定する地方公共団体の組合

第36条を次のように改める。

（キャンプ場、乗馬場その他の施設）

**第36条**　条例第30条第１項第２号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

⑴　キャンプ場
⑵　乗馬場
⑶　射撃場
⑷　アーチェリー場
⑸　車両競争場

第37条第４項の表を次のように改める。

| 図面の種類 | 明　示　す　べ　き　事　項 | 縮　尺 | 備　考 |
|---|---|---|---|
| 現況図 | 地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域周辺の樹林、公共施設等の状況並びに地番 | 5,000分の１以上 | 天然色写真を添付すること。 |
| 計画平面図 | 地形、開発区域の境界、地番、樹林・公共施設の位置及び種類並びに形状、予定建築物の敷地の形状、樹林地の配置、切土又は盛土をする土地の部分、がけ（地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす土地で硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。以下同じ。）の面の保護の方法、擁壁の位置及び形状、道路の位置及び形状、排水施設の位置、種類及び形状、防災施設の位置、種類及び形状、給水施設の位置、種類及び形状並びに縦断及び横断測量の測点、測線及び水準点 | 1,000分の１以上 | |
| 計画縦断図 | 距離、切土又は盛土をする前後の地盤線及び地盤高並びに勾配 | 縦200分の１以上<br>横1,000分の１以上 | |
| 計画横断図 | がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が２以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前後の地 | 1,000分の１以上 | ⑴　高低差の著しい箇所について作成する |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | 盤線並びにがけ面の保護の方法並びに開発区域の境界 | | こと。<br>⑵　切土又は盛土をした土地の部分に生ずる高さが２メートルを超えるがけについて作成すること。 |
| 工作物の詳細図 | 擁壁、道路、排水施設、防災施設及び給水施設の形状及び寸法 | 適宜 | |
| 土地利用計画求積図 | 開発区域の境界及び開発区域の土地利用区分 | 5,000分の１以上 | |
| 建築物の概要図 | 開発行為に関係する建築物の概要図（平面図、正面図及び側面図） | 適宜 | |

第38条第１号中「２万5,000分の１」を「５万分の１」に改め、同条第２号及び第３号を削り、同条第４号を同条第２号とし、同号の次に次の１号を加える。

⑶　申請者の資力及び信用を証する書類

第38条中第５号を第４号とし、第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

第39条及び第43条第３項中「の各号」を削る。

第43条の次に次の１条を加える。

（許可に基づく地位の承継の承認申請）

**第43条の２**　条例第31条の２第１項の規定による承認の申請は、別記第11号様式の２の申請書を提出してしなければならない。

２　前項の申請書には、第38条第２号から第５号までに掲げる書類を添付しなければならない。

第46条第１項中「の各号」を削る。

第52条の表特定開発行為変更許可申請書の部の次に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請書 | 第41条に規定する特定の開発行為 | ２部 |
| | その他の開発行為 | １部 |

別表１の項⑵の事項中アの事項を削り、イの事項をアの事項とし、同事項の次に次の１事項を加える。

イ　工場用地

特定の開発行為の目的及び次に掲げる事項を勘案して、開発区域及びその周辺の地域の環境の保全上必要な緑地帯その他の緩衝帯が設置されていること。

(ア)　開発区域の規模、形状及び周辺の状況

(イ)　開発区域内の土地の地形及び地盤の性質

別表１の項⑵ウの事項及びエの事項を削り、同表２の項中「地盤に関する」を「地盤及び擁壁に関する」に改め、同項⑴の事項中「置き換え」を「置換え」に改め、同項⑵の事項中「こう配」を「勾配」に改め、同項⑶の事項中「すべりやすい」を「滑りやすい」に、「すべりが」を「滑りが」に、「置き換え」を「置換え」に改め、同項⑷の事項中「ゆるみ」を「緩み」に改め、同項⑸の事項中「すべり面」を「滑り面」に改め、同項⑺の事項を次のように改める。

⑺　特定の開発行為によって生じたがけ面は、崩壊しないように、擁壁の設置、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。

別表２の項に次の７事項を加える。

⑻　切土をした土地の部分に生ずる高さが２メートルを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが１メートルを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが２メートルを超えるがけのがけ面は、擁壁で覆わなければならない。ただし、切土をした土地の部分に生ずることとなるがけ又はがけの部分で、次のいずれかに該当するもののがけ面については、この限りでない。

ア　土質が次の表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の当該中欄に定める角度以下のもの

| 土　　質 | 擁壁を要しない勾配の上限 | 擁壁を要する勾配の下限 |
|---|---|---|
| 軟岩（風化の著しいものを除く。） | 60度 | 80度 |
| 風化の著しい岩 | 40度 | 50度 |
| 砂利、真砂土、ローム、硬質粘土その他これらに類するもの | 35度 | 45度 |

イ　土質がアの表の左欄に掲げるものに該当し、かつ、土質に応じ勾配が同表の中欄の角度を超え、同表の右欄に定める角度以下のもので、その上端から下方に垂直距離５メートル以内の部分。この場合において、アに該当するがけの部分により上下に分離されたがけの部分があるときは、アに該当するがけの部分は存在せず、その上下のがけの部分は連続しているものとみなす。

⑼　⑻の規定の適用について、小段等によって上下に分離されたがけがある場合において、下層のがけ面の下端を含み、かつ、水平面に対し30度の角度をなす面の上方に上層のがけ面の下端があるときは、その上下のがけを一体のものとみなす。

⑽　(8)の規定は、土質試験等に基づき地盤の安定計算をした結果、がけの安全を保つために擁壁を設置する必要がないことが確かめられている場合には、適用しない。

⑾　設置する擁壁は、鉄筋コンクリート造、無筋コンクリート造又は間知石練積造その他の練積み造で措置されていること。

⑿　擁壁の構造については、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第７条から第10条まで及び第14条の規定を準用し、措置されていること。

⒀　特定の開発行為によって生ずるがけのがけ面は、擁壁で覆う場合を除き、風化その他の侵食が生じないように、石張り、芝張り、モルタルの吹付けその他の措置が講ぜられていること。

⒁　切土又は盛土をする場合において、地表水等によりがけ崩れ又は土砂の流出が生ずるおそれがあるときは、その地表水等を排除するよう措置がされていること。

別表３の項(7)の事項中「土石流を発生しない」を「流出しない」に改め、同表４の項を削り、同表５の項(1)の事項中「（土地を建築物の敷地として利用するために設置する道路をいう。）」、「、幅員８メートル（小区間で通行上支障のない場合は、幅員６メートル）以上とし」及び「、予定建築物の用途、敷地の規模及び配置」を削り、同項(2)の事項を削り、同項(3)の事項中「横断こう配」を「横断勾配」に改め、同事項を同項(2)の事項とし、同項(4)の事項中「、街渠（きょ）」を削り、同事項を同項(3)の事項とし、同項(5)の事項中「縦断こう配」を「縦断勾配」に改め、同事項を同項(4)の事項とし、同項(6)の事項から⒁の事項までを削り、同項を同表４の項とし、同表６の項中「、し尿処理等」を削り、同項(1)の事項中「原則として合理式により算定した計画降雨量（計画降雨量は、５年に１回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度を用いて算定する。）、」を「５年に１回の確率で想定される降雨強度値以上の降雨強度値を用いて算定した計画雨水量並びに」に、「若しくは」を「又は」に、「計画廃水量」を「計画汚水量」に改め、同項(5)の事項に次のただし書を加える。

ただし、がけ崩れ又は土砂の流出の防止上支障がない場合においては、専ら雨水その他の地表水を排除すべき排水施設は、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとすることができる。

別表６の項(7)の事項から⒀の事項までを削り、同項を同表５の項とし、同表７の項を削り、同表８の項(2)の事項中「計画降雨量」を「河川管理者とあらかじめ協議して決定された降雨量（以下「計画降雨量」という。）」に改め、同項中(3)の事項を削り、(4)の事項を(3)の事項とし、(5)の事項を(4)の事項とし、(6)の事項を(5)の事項とし、同項を同表６の項とし、同項の次に次の１項を加える。

７　その他

(1)　開発区域内のし尿及び雑排水並びに一般廃棄物については、その処理が適切にできるように市町村と事前に協議がなされていること。

(2)　給水施設に関する事業計画及び工事の設計については、開発区域を所管する市町村長とあらかじめ協議して定められていること。

(3)　開発区域内に設ける消防水利施設については、消防法（昭和23年法律第186号）第20条第１項の規定による消防に必要な水利の基準に適合するように措置され、かつ、当該区域を所管する市町村長とその設置、維持及び管理についてあらかじめ協議がなされていること。

別表９の項から12の項までを削る。

別記第９号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外備考１(1)の事項中「２万５千分の１」を「５万分の１」に改め、同備考１(2)の事項及び(3)の事項を削り、同備考(4)の事項を同備考(2)の事項とし、同事項の次に次の２事項を加える。

(3)　営業の概要（従業員、営業科目、事業者の所在等）を記載した書類及び決算書（貸借対照表及び損益計算書）

(4)　納税証明書（法人にあっては前事業年度の法人税、個人にあっては前年分の所得税に係るもの）

別記第９号様式末尾欄外備考１の事項中(7)の事項を(8)の事項とし、(6)の事項を(7)の事項とし、(5)の事項を(6)の事項とし、(4)の事項の次に次の１事項を加える。

(5)　主な取引金融機関における最近の預金残高証明書

別記第９号様式末尾欄外備考１の事項に次の１事項を加える。

(9)　住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

別記第11号様式中「平成」を削り、同様式末尾欄外備考１(1)の事項中「２万５千分の１」を「５万分の１」に改め、同備考１の事項中(2)の事項及び(3)の事項を削り、(4)の事項を(2)の事項とし、(5)の事項から(7)の事項までを２事項ずつ繰り上げる。

別記第11号様式の次に次の１様式を加える。

**別記第11号様式の２**（第43条の２関係）

| 支庁到達年月日 | 承認年月日 | 整理番号 | 承認番号 |
|---|---|---|---|
| | | | |

北海道収入証紙欄

特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認申請書

年　　月　　日

北海道知事　様

申請者の住所及び氏名　　㊞

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名〕

北海道自然環境等保全条例第31条の２第１項の規定により、特定の開発行為の許可に基づく地位の承継の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 許可年月日・番号 | （当初許可） | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| | （変更許可） | 年 | 月 | 日 | 第 | 号 |
| 行為の種別 | | | | | | |
| 行為の地名及び地番 | | | | | | |
| 被承継人の住所及び氏名 | | | | | | |
| 承継年月日 | 年 月 日 | | | | | |
| 承継の原因 | | | | | | |

備考

1　添付書類

⑴　事業の相続若しくは合併があったこと又は工事を施行する権原を取得したことを証する書類

⑵　特定の開発行為に関する工事を行うための資金計画書

⑶　営業の概要（従業員、営業科目、事業者の所在地等）を記載した書類及び決算書（貸借対照表及び損益計算書）

⑷　納税証明書（法人にあっては前事業年度の法人税、個人にあっては前年分の所得税に係るもの）

⑸　主な取引金融機関における最近の預金残高証明書

⑹　開発区域内の施設設備の管理計画書

⑺　住民票の写し（法人にあっては、登記事項証明書）

⑻　開発区域内の土地又は工作物につき、特定の開発行為の妨げとなる権利を有する者の同意書

2　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

3　氏名欄に署名した場合、押印を省略できます。

別記第12号様式及び別記第13号様式中「平成」を削る。

**附　則**

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道自然環境等保全条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

---

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第17号**

北海道立衛生研究所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立衛生研究所条例施行規則（昭和63年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別表水、大気、土壌、化学物質及び廃棄物の部１の項中「275,300円」を「275,700円」に、「227,700円」を「228,300円」に、「111,000円」を「114,200円」に改め、同部２の項中「3,250円」を「3,500円」に、「14,500円」を「14,900円」に、「28,500円」を「29,200円」に改め、同部４の項中「16,900円」を「19,400円」に、「31,300円」を「36,000円」に、「7,250円」を「8,700円」に、「27,000円」を「31,300円」に改め、同部５の項中「7,800円」を「8,200円」に改め、同部６の項中「1,200円」を「1,300円」に、「12,100円」を「12,800円」に改め、同部７の項中「170,900円」を「174,100円」に、「243,900円」を「252,200円」に、「61,800円」を「64,400円」に改め、同部８の項中「20,600円」を「21,400円」に、「3,250円」を「4,200円」に改め、同部９の項中「10,100円」を「11,100円」に改め、同部10の項中「8,900円」を「9,400円」に、「14,700円」を「16,300円」に改め、同部11の項中「3,500円」を「4,550円」に改め、同部に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 13　ウイルス同定試験 | １件につき　18,500円 |

別表放射性含有物質の部中「⑴　全ベーター」を「⑴　放射線量率」に、「23,500円」を「24,500円」に、「28,400円」を「29,000円」に、「40,600円」を「64,600円」に、「76,900円」を「82,700円」に改め、同表食品の部１の項中「9,600円」を「10,000円」に、「19,600円」を「20,000円」に改め、同部２の項中「4,600円」を「4,900円」に、「8,100円」を「8,500円」に、「24,800円」を「26,000円」に、「33,200円」を「34,900円」に改め、同部３の項中「9,550円」を「10,500円」に、「20,200円」を「21,400円」に、

「41,000円」を「44,000円」に改め、同部４の項中「4,200円」を「4,600円」に、「15,700円」を「20,000円」に、「33,100円」を「34,500円」に、「64,600円」を「68,200円」に改め、同部５の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 5　牛乳の規格試験 | | |
| (1)　乳脂肪 | １項目につき | 34,200円 |
| (2)　比重 | １項目につき | 1,900円 |
| (3)　酸度 | １項目につき | 3,200円 |
| (4)　無脂乳固形分（簡易なもの） | １項目につき | 6,500円 |
| (5)　無脂乳固形分（複雑なもの） | １項目につき | 38,100円 |

別表食品の部に次のように加える。

| | | |
|---|---|---|
| 6　ウイルス同定試験 | １件につき | 18,500円 |

別表飲食器具及び包装容器の部中「4,800円」を「5,200円」に、「11,000円」を「11,800円」に、「14,800円」を「15,900円」に改め、同表薬品、化粧品及び医療用具の部１の項中「4,000円」を「4,300円」に、「13,500円」を「14,400円」に、「4,100円」を「4,300円」に、「6,700円」を「7,100円」に、「17,900円」を「19,300円」に、「48,500円」を「52,500円」に、「15,400円」を「16,400円」に改め、同部２の項中「3,850円」を「4,000円」に、「10,200円」を「10,800円」に、「19,500円」を「20,600円」に、「9,850円」を「10,300円」に、「16,400円」を「17,500円」に、「28,800円」を「31,100円」に、「21,800円」を「23,200円」に、「3,750円」を「4,000円」に改め、同部３の項中「6,400円」を「6,800円」に、「17,800円」を「18,200円」に、「35,800円」を「38,600円」に改め、同表家庭用品中の有害物質の部１の項中「14,700円」を「15,600円」に改め、同部２の項中「9,500円」を「10,500円」に、「19,100円」を「20,300円」に、「41,700円」を「44,900円」に改め、同表生体材料の部１の項中「1,100円」を「1,200円」に、「2,650円」を「2,800円」に、「3,900円」を「4,100円」に、「5,250円」を「5,400円」に、「9,750円」を「10,400円」に、「3,100円」を「3,300円」に、「4,250円」を「4,500円」に、「11,400円」を「12,000円」に、「12,700円」を「13,400円」に、「17,100円」を「17,900円」に改め、同部２の項中「3,450円」を「3,600円」に、「5,500円」を「5,900円」に、「35,100円」を「38,100円」に改め、同部３の項中「1,350円」を「1,400円」に、「10,600円」を「11,300円」に改め、同部４の項中「17,800円」を「18,500円」に、「25,100円」を「25,900円」に、「28,900円」を「30,800円」に、「1,700円」を「1,800円」に、「2,800円」を「2,900円」に、「4,150円」を「4,400円」に、「11,500円」を「12,200円」に、「17,000円」を「18,000円」に改め、同部５の項中「6,900円」を「7,400円」に、「4,100円」を「4,300円」に、「18,100円」を「18,700円」に、「61,200円」を「65,500円」に改め、同部６の項中「21,800円」を「23,100円」に、「26,300円」を「26,600円」に改め、同表成績書の謄本の部中「490円」を「600円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第18号**

北海道保健所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道保健所条例施行規則（昭和63年北海道規則第60号）の一部を次のように改正する。

別表水の項中「1,050円」を「1,200円」に、「2,400円」を「2,750円」に、「2,950円」を「3,400円」に、「

| | | | |
|---|---|---|---|
| クリプトスポリジウム指標菌試験 | | １件につき　4,500円 | 大腸菌及び嫌気性芽胞菌の各項目 |

」を「

| | | | |
|---|---|---|---|
| クリプトスポリジウム指標菌試験 | 定性試験 | １件につき　5,200円 | 大腸菌の定性試験及び嫌気性芽胞菌の各項目 |
| | 定量試験 | １件につき　16,500円 | 大腸菌の定量試験及び嫌気性芽胞菌の各項目 |

」に、「6,600円」を「7,600円」に、「1,950円」を「2,250円」に、「6,100円」を「7,000円」に、「5,200円」を「6,000円」に、「8,650円」を「9,950円」に、「9,250円」を「10,600円」に、「29,800円」を「34,300円」に、「16,900円」を「19,400円」に、「31,300円」を「36,000円」に、「7,250円」を「8,700円」に、「27,000円」を「31,300円」に改め、同表食品及び添加物の項中「31,200円」を「35,000円」に、「9,050円」を「12,850円」に改め、同表室内空気化学物質の項中「3,500円」を「4,550円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第19号**

北海道計量検定所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道計量検定所条例施行規則（平成12年北海道規則第90号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表第２号」を「別表２の事項」に改める。

第８条を第９条とし、第７条を第８条とし、第６条を第７条とする。

第５条第１項中「別表第16号」を「別表17の事項」に、「別記第５号様式」を「別記第６号様式」に改め、同条を第６条とする。

第４条第１項中「別表第15号」を「別表16の事項」に、「別記第３号様式」を「別記第４号様式」に改め、同条第２項中「別表第15号」を「別表16の事項」に、「別記第４号様式」を「別記第５号様式」に改め、同条を第５条とする。

第３条中「別表第14号」を「別表15の事項」に、「別記第２号様式」を「別記第３号様式」に改め、同条を第４条とし、第２条の次に次の１条を加える。

（計量士の登録に関する証明書の交付請求）

**第３条**　検定所に条例別表12の事項の実務の経験その他の条件に適合することを証する書面の交付を請求する者は、別記第２号様式により、所長に申し込まなければならない。

別表を次のように改める。

**別表**（第７条関係）

| 手数料を徴収する事務 | 区　　分 | 手数料の額 |
|---|---|---|
| １　特定計量器の検定 | ⑴　タクシーメーター | １個につき |
| | 基本走行距離が４キロメートル以下のもの | 730円 |
| | 基本走行距離が４キロメートルを超えるもの | 1,100円 |
| | ⑵　質量計 | １個につき |
| | ア　非自動はかり | |
| | ㈠　検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が１トン以下のもの | |
| | ひょう量が30キログラム以下のもの | 1,400円 |
| | ひょう量が100キログラム以下のもの | 1,700円 |
| | ひょう量が250キログラム以下のもの | 2,250円 |
| | ひょう量が500キログラム以下のもの | 2,550円 |
| | ひょう量が500キログラムを超えるもの | 3,200円 |
| | ㈡　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの | |
| | ひょう量が10キログラム以下のもの | 130円 |
| | ひょう量が10キログラムを超えるもの | 250円 |
| | ㈢　㈠又は㈡に掲げるもの以外のもの | |
| | ひょう量が５キログラム以下のもの | 200円 |
| | ひょう量が20キログラム以下のもの | 250円 |
| | ひょう量が50キログラム以下のもの | 330円 |
| | ひょう量が100キログラム以下のもの | 460円 |
| | ひょう量が250キログラム以下のもの | 660円 |
| | ひょう量が500キログラム以下のもの | 1,000円 |
| | ひょう量が１トン以下のもの | 2,100円 |
| | ひょう量が２トン以下のもの | 2,800円 |
| | ひょう量が５トン以下のもの | 7,600円 |
| | ひょう量が10トン以下のもの | 9,600円 |
| | ひょう量が20トン以下のもの | 14,900円 |
| | ひょう量が30トン以下のもの | 19,000円 |
| | ひょう量が40トン以下のもの | 26,400円 |
| | ひょう量が50トン以下のもの | 28,800円 |
| | ひょう量が50トンを超えるもの | 53,100円 |
| | イ　分銅 | |
| | 表す質量が200グラム以下のもの | 20円 |
| | 表す質量が200グラムを超えるもの | 290円 |
| | ウ　定量おもり又は定量増おもり（以下「おもり」という。） | |
| | 質量が５キログラム以下のもの | 20円 |
| | 質量が20キログラム以下のもの | 110円 |
| | 質量が20キログラムを超えるもの | 370円 |
| | ⑶　体積計 | １個につき |
| | ア　水道メーター | |
| | 口径が25ミリメートル以下のもの | 90円 |
| | 口径が40ミリメートル以下のもの | 210円 |
| | イ　燃料油メーター | |
| | 使用最大流量が160リットル毎分未満のもの | 3,000円 |
| | 使用最大流量が160リットル毎分以上のもの | 4,700円 |
| | ウ　液化石油ガスメーター | 7,200円 |
| | エ　ガスメーター | |
| | 使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの | 140円 |
| | 使用最大流量が65立方メートル毎時以下のもの | 300円 |
| | 使用最大流量が160立方メートル毎時以下のもの | 840円 |
| | 使用最大流量が400立方メートル毎時以下 | 1,400円 |

| | | |
|---|---|---|
| | のもの<br>使用最大流量が1,000立方メートル毎時以下のもの<br>使用最大流量が1,000立方メートル毎時を超えるもの | <br>2,600円<br><br>6,600円 |
| | ⑷　アネロイド型圧力計<br>ア　アネロイド型圧力計（イに掲げるものを除く。）<br>計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの<br>計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの<br>計ることができる最大の圧力が100メガパスカルを超えるもの<br>イ　アネロイド型血圧計 | １個につき<br><br>400円<br>890円<br>1,650円<br>190円 |
| | （摘要）<br>⑵の項ア㈠又は㈢において、ひょう量に応じた最小の目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。以下同じ。）又は表記された感量（質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。以下同じ。）がひょう量の１万分の１未満のものにあっては、同項ア㈠又は㈢に掲げる額の２倍の額とする。<br>⑵の項ア㈠又は㈢において、１の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる２以上の計量範囲を有するものにあっては、計量範囲が１増すごとに、最大ひょう量の同項ア㈠又は㈢に掲げる額の５割の額を加算するものとする。 | |
| ２　車両等装置用計量器の装置検査 | ⑴　タクシーメーター（⑵の項に掲げるものを除く。）<br>基本走行距離が４キロメートル以下のもの<br>基本走行距離が４キロメートルを超えるもの | １個につき<br>1,100円<br>1,500円 |
| | ⑵　タクシーメーター装置検査済証の訂正又は再交付に係るもの | １個につき<br>540円 |
| ３　指定製造者の指定の申請に対する審査 | | １件につき<br>145,100円 |
| ４　特定計量器の定期検査 | ⑴　非自動はかり<br>ア　検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が１トン以下のもの<br>ひょう量が100キログラム以下のもの<br>ひょう量が250キログラム以下のもの | １個につき<br><br>1,900円<br>2,500円 |
| | ひょう量が500キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラムを超えるもの<br>イ　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの<br>ウ　ア又はイに掲げるもの以外のもの<br>ひょう量が100キログラム以下のもの<br>ひょう量が250キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラム以下のもの<br>ひょう量が１トン以下のもの<br>ひょう量が２トン以下のもの<br>ひょう量が５トン以下のもの<br>ひょう量が10トン以下のもの<br>ひょう量が20トン以下のもの<br>ひょう量が30トン以下のもの<br>ひょう量が40トン以下のもの<br>ひょう量が50トン以下のもの<br>ひょう量が50トンを超えるもの | 2,700円<br>4,200円<br>350円<br><br>700円<br>1,100円<br>1,800円<br>2,800円<br>4,700円<br>8,600円<br>13,800円<br>20,100円<br>28,100円<br>32,400円<br>45,800円<br>79,800円 |
| | ⑵　分銅又はおもり | １個につき<br>10円 |
| | （摘要）<br>⑴の項ア又はウにおいて、ひょう量が１トン以上のもので検査用具の運搬を伴った場合には、１台につき、ひょう量が１トンのものにあっては8,400円、２トン以下のものにあっては8,700円、５トン以下のものにあっては10,300円、10トン以下のものにあっては13,300円、20トン以下のものにあっては16,000円、30トン以下のものにあっては20,200円、40トン以下のものにあっては24,400円、50トン以下のものにあっては28,500円、50トンを超えるものにあっては32,700円を同項ア又はウに掲げる額に加算するものとする。<br>⑴の項ア又はウにおいて、１の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量が異なる２以上の計量範囲を有するものにあっては、計量範囲が３を超え１増すごとに、最大ひょう量の同項ア又はウに掲げる額の５割の額を加算するものとする。 | |
| ５　指定製造事業者の指定の申請に係る検査 | | １件につき<br>441,400円 |
| ６　基準器検査 | ⑴　長さ基準器<br>タクシーメーター装置検査用基準器 | １個につき<br>16,600円 |
| | ⑵　質量基準器<br>ア　基準台手動はかり | １個につき |

| | | |
|---|---|---|
| | ひょう量が１キログラム以下のもの<br>ひょう量が10キログラム以下のもの<br>ひょう量が50キログラム以下のもの<br>ひょう量が200キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラムを超えるもの<br>イ　基準分銅<br>(ア)　１級である旨の表記のあるもの<br>表す質量が200グラム以下のもの<br>表す質量が200グラムを超えるもの<br>(イ)　２級である旨の表記のあるもの<br>表す質量が５キログラム以下のもの<br>表す質量が50キログラム以下のもの<br>表す質量が50キログラムを超えるもの<br>(ウ)　３級である旨の表記のあるもの<br>表す質量が５キログラム以下のもの<br>表す質量が50キログラム以下のもの<br>表す質量が50キログラムを超えるもの | 3,300円<br>5,600円<br>8,400円<br>11,700円<br>15,700円<br>24,000円<br><br><br>3,350円<br>8,500円<br><br>560円<br>630円<br>6,500円<br><br>360円<br>460円<br>4,000円 |
| | (3)　体積基準器<br>ア　基準積算体積計<br>基準湿式ガスメーターであって計量室における１周期の計量作用により計ることができるガスの体積が20リットル以下のもの<br>イ　基準タンク<br>全量が250リットル以下のもの<br>全量が1,000リットル未満のもの | １個につき<br><br>20,300円<br><br><br><br>11,100円<br>15,000円 |
| | （摘要）<br>特定標準器により校正済みのものにあっては、５割の額を減額するものとする。<br>(3)の項イにおいて、２以上のゲージグラスを有する基準タンクにあっては、ゲージグラスが１増すごとに、同項イに掲げる額の５割の額を加算するものとする。 | |
| 7　計量証明の事業の登録の申請に対する審査 | | １件につき<br>48,200円 |
| 8　計量証明の事業の登録証の訂正又は再交付 | | １件につき<br>1,900円 |
| 9　計量証明の事業登録簿の謄本の交付 | | １通につき<br>880円 |
| 10　計量証明の事業登録簿を閲覧に供する事務 | | １回につき<br>430円 |
| 11　計量証明に使用する特定計量器の検査 | (1)　４の部(1)の項及び(2)の項に掲げる特定計量器 | ４の部の規定（検査用具の運搬に伴う加算に係る部分を除く。）による額 |
| | (2)　騒音計<br>ア　使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの<br>イ　使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの | １個につき<br>21,000円<br>44,100円 |
| | (3)　振動レベル計 | １個につき<br>27,000円 |
| | (4)　濃度計<br>ア　ジルコニア式酸素濃度計<br>イ　磁気式酸素濃度計<br>ウ　溶液導電率式二酸化硫黄濃度計<br>エ　紫外線式二酸化硫黄濃度計<br>オ　紫外線式窒素酸化物濃度計<br>カ　非分散型赤外線式二酸化硫黄濃度計<br>キ　非分散型赤外線式窒素酸化物濃度計<br>ク　非分散型赤外線式一酸化炭素濃度計<br>ケ　化学発光式窒素酸化物濃度計<br>コ　ガラス電極式水素イオン濃度指示計 | １個につき<br>81,800円<br>101,900円<br>68,100円<br>80,300円<br>75,700円<br>90,800円<br>85,500円<br>109,900円<br>83,400円<br>21,700円 |
| | （摘要）<br>(4)の項において、エに掲げる濃度計とオに掲げる濃度計とが構造上一体となっているものにあっては、エに掲げる額とオに掲げる額とを合算して得た額から４万600円を減額するものとする。<br>(4)の項において、カからクまでに掲げる濃度計で２以上の検出部を有するものにあっては、検出部が１増すごとに、カからクまでに掲げる額の５割の額を加算するものとする。<br>(4)の項において、エからケまでに掲げる濃度計で４以上の表示機構を有するものにあっては、表示機構が３を超えて１増すごとに、エからケまでに掲げる額に１万9,000円を加算するものとする。 | |
| 12　実務の経験 | | １件につき |

| | | |
|---|---|---|
| その他の条件に適合することを証する書面の交付 | | 540円 |
| 13　適正計量管理事業所の指定の申請に対する審査 | | １件につき<br>2,850円 |
| 14　計量管理の方法に係る検査 | | １件につき<br>4,650円 |
| 15　計量管理に関する試験 | | １件につき<br>1,200円 |
| 16　証明書の交付 | (1)　検定又は検査に合格した旨の証明書 | １件につき<br>540円 |
| | (2)　修理又は販売事業の届出に関する証明書 | １件につき<br>540円 |
| 17　その他の依頼検査 | (1)　長さ計<br>ア　直尺<br>全長が１メートル以下のもの<br>全長が１メートルを超えるもの<br>イ　巻尺のうち全長が50メートル以下のもの<br>全長が10メートル以下のもの<br>全長が10メートルを超えるもの<br>ウ　はさみ尺<br>エ　回転尺 | １個につき<br><br>740円<br>930円<br><br>760円<br>900円<br>850円<br>1,650円 |
| | (2)　質量計<br>ア　非自動はかり<br>(ア)　検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が１トン以下のもの<br>ひょう量が30キログラム以下のもの<br>ひょう量が100キログラム以下のもの<br>ひょう量が250キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラムを超えるもの<br>(イ)　棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの<br>ひょう量が10キログラム以下のもの<br>ひょう量が10キログラムを超えるもの | １個につき<br><br><br>1,700円<br>1,950円<br>2,350円<br>2,850円<br>3,100円<br><br>730円<br>820円 |
| | (ウ)　(ア)又は(イ)に掲げるもの以外のもの<br>ひょう量が５キログラム以下のもの<br>ひょう量が20キログラム以下のもの<br>ひょう量が50キログラム以下のもの<br>ひょう量が100キログラム以下のもの<br>ひょう量が250キログラム以下のもの<br>ひょう量が500キログラム以下のもの<br>ひょう量が１トン以下のもの<br>ひょう量が２トン以下のもの<br>ひょう量が５トン以下のもの<br>ひょう量が10トン以下のもの<br>ひょう量が20トン以下のもの<br>ひょう量が30トン以下のもの<br>ひょう量が40トン以下のもの<br>ひょう量が50トン以下のもの<br>ひょう量が50トンを超えるもの<br>イ　分銅のうち表す質量が10ミリグラム以上１トン以下のもの<br>表す質量が５グラム以下のもの<br>表す質量が200グラム以下のもの<br>表す質量が５キログラム以下のもの<br>表す質量が40キログラム以下のもの<br>表す質量が500キログラム以下のもの<br>表す質量が500キログラムを超えるもの<br>ウ　おもりのうち表す質量が10ミリグラム以上40キログラム以下のもの<br>質量が５キログラム以下のもの<br>質量が20キログラム以下のもの<br>質量が20キログラムを超えるもの | <br>780円<br>830円<br>890円<br>990円<br>1,200円<br>1,600円<br>2,250円<br>3,250円<br>7,000円<br>8,800円<br>12,900円<br>16,200円<br>21,900円<br>25,000円<br>44,700円<br><br><br>650円<br>660円<br>860円<br>910円<br>15,400円<br>22,700円<br><br><br>660円<br>730円<br>940円 |
| | (3)　温度計<br>ア　ガラス製温度計のうち計ることができる温度が０度以上100度以下のもの<br>イ　ガラス製体温計<br>ウ　抵抗体温計 | １個につき<br>820円<br><br>640円<br>720円 |
| | (4)　体積計<br>ア　ますのうち液用のもの<br>全量が２リットル以下のもの<br>全量が２リットルを超えるもの<br>イ　化学用体積計<br>(ア)　フラスコ<br>全量が５ミリリットル以上２デシリットル以下のもの | １個につき<br><br>680円<br>770円<br><br><br>690円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 全量が５デシリットル以下のもの | 730円 |
| | 全量が５デシリットルを超えるもの | 840円 |
| | ㈠　ピペットのうち目幅が0.8ミリメートル以上のもの | |
| | 全量が0.1ミリリットル以上10ミリリットル以下のもの | 670円 |
| | 全量が50ミリリットル以下のもの | 740円 |
| | 全量が50ミリリットルを超えるもの | 800円 |
| | ㈢　シリンダーのうち目幅が0.8ミリメートル以上のもの | |
| | 全量が５ミリリットル以上２デシリットル以下のもの | 690円 |
| | 全量が１リットル以下のもの | 740円 |
| | 全量が20リットル以下のもの | 820円 |
| | ㈣　ビュレットのうち目幅が0.8ミリメートル以上のもの | |
| | 全量が１ミリリットル以上50ミリリットル以下のもの | 740円 |
| | 全量が50ミリリットルを超えるもの | 800円 |
| | (5)　圧力計 | １個につき |
| | ア　アネロイド型圧力計 | |
| | 計ることができる最大の圧力が５メガパスカル以下のもの | 730円 |
| | 計ることができる最大の圧力が50メガパスカル以下のもの | 1,100円 |
| | 計ることができる最大の圧力が100メガパスカル以下のもの | 1,600円 |
| | イ　アネロイド型血圧計 | 780円 |
| | (6)　騒音計 | １個につき |
| | ア　使用最大周波数が8,000ヘルツ以下のもの | 26,000円 |
| | イ　使用最大周波数が8,000ヘルツを超えるもの | 42,600円 |
| | (7)　濃度計のうちガラス電極式水素イオン濃度指示計 | １個につき 25,800円 |
| | (8)　物質の物象の状態の量 | １個につき |
| | ア　質量 | |
| | 質量が10ミリグラム以上1,000キログラム以下で、測定精度が0.1ミリグラム以上のもの | 1,250円 |
| | イ　体積 | |
| | 体積が５ミリリットル以上20リットル以下で、測定精度が0.1ミリリットル以上のもの | 910円 |

別記第５号様式中「（第５条関係）」を「（第６条関係）」に、「第５条の」を「第６条の」に改め、「長さ・」を削り、同様式を別記第６号様式とする。

別記第４号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に、「第４条第２項」を「第５条第２項」に改め、同様式を別記第５号様式とする。

別記第３号様式中「（第４条関係）」を「（第５条関係）」に、「第４条第１項」を「第５条第１項」に改め、同様式を別記第４号様式とする。

別記第２号様式中「（第３条関係）」を「（第４条関係）」に改め、同様式を別記第３号様式とする。

別記第１号様式の次に次の１様式を加える。

**別記第２号様式**（第３条関係）

計量士登録（資格認定）申請に係る実務の経験証明書交付請求書

年　　月　　日

北海道計量検定所長　様

請求者　住　所

氏　名

北海道計量検定所条例施行規則第３条の規定により、次のとおり計量士登録（資格認定）申請に係る実務の経験の証明書の交付を請求します。

記

実務の経験に係る内容　　別紙のとおり

**附　則**

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道計量検定所条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道計量検定所条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

---

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第20号**

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立食品加工研究センター設備使用及び依頼試験等に関する規則（平成４年北海道規則第７号）の一部を次のように改正する。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

**別表第１**（第９条関係）

| 名　　称 | １台１時間以内の使用に係る使用料の額 | １時間を超える使用のときのその超える使用に係る１台１時間ごとの使用料の額 |
|---|---|---|
| １　試験、測定及び検査機器 | | |
| (1)　粒度分布測定装置 | 4,910円 | 360円 |
| (2)　Ｆ値測定装置 | 6,050円 | 50円 |
| (3)　光学顕微鏡 | 3,460円 | 450円 |
| (4)　全有機炭素分析装置 | 4,170円 | 390円 |
| (5)　イアトロスキャン | 4,020円 | 230円 |
| (6)　カードメーター | 3,760円 | 60円 |
| (7)　電気泳動装置 | 3,880円 | 240円 |
| (8)　ＡＴＰメーター | 4,020円 | 290円 |
| (9)　二波長クロマトスキャナ | 3,930円 | 120円 |
| (10)　電気透析装置 | 3,950円 | 260円 |
| (11)　カールフィッシャー水分計 | 4,140円 | 600円 |
| (12)　振とう培養器 | 2,410円 | 40円 |
| (13)　におい識別装置 | 7,530円 | 360円 |
| (14)　低温振とう培養器 | 2,460円 | 100円 |
| (15)　ジャーファーメンター | 6,170円 | 260円 |
| (16)　フリーズエッチング | 6,650円 | 920円 |
| (17)　イオンクロマトグラフ | 6,790円 | 470円 |
| (18)　自記分光蛍光光度計 | 5,360円 | 350円 |
| (19)　測色色差計 | 2,780円 | 150円 |
| (20)　自記分光光度計 | 3,170円 | 360円 |
| (21)　赤外分光光度計 | 4,270円 | 360円 |
| (22)　ガスクロマトグラフ | 3,110円 | 570円 |
| (23)　原子吸光分光光度計 | 3,150円 | 330円 |
| (24)　高速液体クロマトグラフ | 7,370円 | 760円 |
| (25)　レオメーター | 6,350円 | 120円 |
| (26)　細胞融合装置 | 4,230円 | 200円 |
| (27)　ビスコグラフ | 4,310円 | 210円 |
| (28)　ドウコーダー | 5,140円 | 620円 |
| (29)　高速冷却遠心機 | 3,970円 | 240円 |
| (30)　示差熱走査熱量計 | 7,070円 | 740円 |
| (31)　ゲルクロマトグラフ | 6,660円 | 500円 |
| (32)　超遠心機 | 5,270円 | 710円 |
| (33)　エクステンソグラフ | 4,760円 | 350円 |
| (34)　倒立型顕微鏡 | 3,880円 | 90円 |
| (35)　粉粒体評価機 | 4,100円 | 150円 |
| (36)　超音波破砕機 | 3,860円 | 320円 |
| (37)　デジタル粘度計 | 3,690円 | 50円 |
| (38)　万能引張試験機 | 6,510円 | 170円 |
| (39)　透過型電子顕微鏡 | 9,500円 | 1,960円 |
| (40)　走査型電子顕微鏡 | 9,000円 | 1,410円 |
| (41)　ガスクロマトグラフ質量分析計 | 12,380円 | 3,170円 |
| (42)　核磁気共鳴装置 | 10,910円 | 1,820円 |
| (43)　Ｘ線回折装置 | 7,280円 | 1,220円 |
| (44)　近赤外分光分析計 | 9,770円 | 940円 |
| (45)　テクスチュロメーター | 3,880円 | 120円 |
| (46)　超臨界流体抽出分離装置 | 10,180円 | 1,040円 |
| (47)　真空乾燥機 | 2,560円 | 110円 |
| (48)　分光光度計 | 2,620円 | 210円 |
| (49)　クリープメーター | 6,470円 | 420円 |
| (50)　自動アミノ酸分析装置 | 10,220円 | 2,510円 |
| (51)　その他の試験、測定及び検査機器 | 2,370円以上12,380円以下の範囲内で所長の定める額 | 3,170円以下の範囲内で所長の定める額 |
| ２　加工機械 | | |
| (1)　ピーラー | 2,370円 | － |
| (2)　パルパーフィニッシャー | 3,650円 | 50円 |
| (3)　圧搾機 | 2,390円 | 20円 |
| (4)　回転二重がま | 3,730円 | 190円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (5) | フードスライサー | 2,400円 | 20円 |
| (6) | 混練機 | 2,370円 | 10円 |
| (7) | かくはん機 | 2,370円 | 10円 |
| (8) | ミートチョッパー | 2,370円 | 10円 |
| (9) | ミートスタッファー | 2,380円 | 10円 |
| (10) | 融砕機 | 2,380円 | 10円 |
| (11) | らいかい機 | 2,390円 | 20円 |
| (12) | 真空凍結乾燥機 | 2,640円 | 280円 |
| (13) | 噴霧乾燥機 | 3,680円 | 130円 |
| (14) | ワーリングブレンダー | 2,380円 | 10円 |
| (15) | 試料粉砕機 | 2,390円 | 30円 |
| (16) | 低温除湿乾燥機 | 2,410円 | 50円 |
| (17) | 超高圧処理装置 | 5,250円 | 750円 |
| (18) | エクストルーダー | 8,900円 | 600円 |
| (19) | 丸めん成形機 | 2,450円 | 90円 |
| (20) | 製粉機 | 3,680円 | 140円 |
| (21) | 超遠心粉砕機 | 3,620円 | 30円 |
| (22) | 万能食品成型機 | 2,460円 | 90円 |
| (23) | 音波振動ふるい機 | 2,430円 | 30円 |
| (24) | コンベクションオーブン | 3,800円 | 260円 |
| (25) | 試験用製めん機 | 3,790円 | 170円 |
| (26) | パン生地製造装置 | 3,910円 | 270円 |
| (27) | スチームオーブン | 4,050円 | 60円 |
| (28) | 小型搾油機 | 2,400円 | 30円 |
| (29) | アイスクリーマー（バッチ・フリーザー） | 2,610円 | 120円 |
| (30) | アイスクリーマー（パステライザー） | 2,550円 | 120円 |
| (31) | かくはん混合機 | 2,470円 | 90円 |
| (32) | 破砕機 | 2,400円 | 20円 |
| (33) | ツインカッター | 2,610円 | 140円 |
| (34) | ミニスモークマシン | 2,450円 | 60円 |
| (35) | 裏ごし機 | 2,490円 | 120円 |
| (36) | スクリュープレス | 3,860円 | 300円 |
| (37) | プレートヒーター | 4,070円 | 80円 |
| (38) | 通風乾燥機 | 2,400円 | 30円 |
| (39) | みそ混合かくはん機 | 2,630円 | 270円 |
| (40) | 煮炊かくはん機 | 3,020円 | 290円 |
| (41) | 加圧・減圧かくはん試験機 | 3,190円 | 470円 |
| (42) | 顆粒製造機 | 2,420円 | 20円 |
| (43) | みそこし機 | 2,450円 | 90円 |
| (44) | ドラムドライヤー | 7,690円 | 120円 |
| (45) | 真空式加熱かくはん機 | 3,170円 | 380円 |
| (46) | フィルタープレス | 2,550円 | 180円 |
| (47) | ろ過装置 | 3,770円 | 170円 |
| (48) | 洗米洗穀機 | 3,950円 | 410円 |
| (49) | 脱皮機 | 3,720円 | 80円 |
| (50) | 固形物充てん機 | 3,590円 | 50円 |
| (51) | 流動層乾燥機 | 3,740円 | 90円 |
| (52) | シーラー | 2,380円 | 10円 |
| (53) | シュリンク包装機 | 2,390円 | 20円 |
| (54) | 定量充てん機 | 2,460円 | 80円 |
| (55) | 精米機 | 2,810円 | 200円 |
| (56) | 遠赤外線常圧・減圧乾燥機 | 3,750円 | 210円 |
| (57) | かくはん混合造粒機 | 3,760円 | 140円 |
| (58) | 膜分離装置 | 3,930円 | 350円 |
| (59) | 真空フライヤー | 4,110円 | 410円 |
| (60) | 中型ロータリーエバポレーター | 3,870円 | 320円 |
| (61) | ホモジナイザー | 2,460円 | 90円 |
| (62) | ボイル槽 | 2,550円 | 180円 |
| (63) | シャープレス遠心分離機 | 3,740円 | 140円 |
| (64) | マイクロ波減圧乾燥装置 | 3,940円 | 290円 |
| (65) | 真空急速冷却機 | 3,820円 | 140円 |
| (66) | 豆腐成型機 | 2,550円 | 140円 |
| (67) | スープケトル | 2,480円 | 120円 |
| (68) | 薄膜真空蒸発装置 | 4,270円 | 500円 |
| (69) | 真空包装機 | 2,450円 | 50円 |
| (70) | バキュームミキサー | 2,740円 | 200円 |
| (71) | レトルト殺菌機 | 3,100円 | 480円 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑺2　缶詰巻締機 | 3,680円 | 60円 |
| ⑺3　急速凍結装置 | 3,720円 | 60円 |
| ⑺4　低温解凍機 | 2,440円 | 80円 |
| ⑺5　遠心脱水機 | 2,450円 | 80円 |
| ⑺6　ミルクホモジナイザー | 2,630円 | 120円 |
| ⑺7　タンブラー | 2,610円 | 170円 |
| ⑺8　ロボクープ | 2,460円 | 90円 |
| ⑺9　マスコロイダー（大） | 2,610円 | 180円 |
| ⑻0　マスコロイダー（小） | 2,470円 | 60円 |
| ⑻1　その他の加工機械 | 2,370円以上12,380円以下の範囲内で所長の定める額 | 3,170円以下の範囲内で所長の定める額 |

備考　使用時間が１時間未満であるとき又は使用時間に１時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、１時間として計算するものとする。

**別表第２**（第９条関係）

| 区　　分 | 手　数　料　の　額 | |
|---|---|---|
| １　試験 | | |
| ⑴　一般生菌数 | １件ごとに | 8,940円 |
| ⑵　大腸菌群 | 同 | 8,940円 |
| ⑶　耐熱性菌数 | 同 | 10,120円 |
| ⑷　乳酸菌数 | 同 | 8,940円 |
| ⑸　真菌数（カビ、酵母） | 同 | 10,120円 |
| ⑹　嫌気性菌数 | 同 | 15,700円 |
| ⑺　大腸菌 | 同 | 8,940円 |
| ⑻　ブドウ球菌 | 同 | 8,940円 |
| ⑼　腸炎ビブリオ菌 | 同 | 9,170円 |
| ⑽　サルモネラ菌 | 同 | 11,430円 |
| ⑾　セレウス菌 | 同 | 12,790円 |
| ⑿　ｐＨ測定 | 同 | 2,500円 |
| ⒀　粘度測定 | 同 | 9,920円 |
| ⒁　色測定 | 同 | 3,840円 |
| ⒂　屈折率測定 | 同 | 4,990円 |
| ⒃　水分活性測定 | 同 | 4,970円 |
| ⒄　抗菌活性測定 | 同 | 18,390円 |
| ⒅　その他の試験 | １件ごとに2,500円以上42,000円以下の範囲内で所長の定める額 | |
| ２　分析 | | |
| ⑴　灰分分析 | １件ごとに | 4,290円 |
| ⑵　水分分析 | 同 | 4,040円 |
| ⑶　たんぱく質分析 | 同 | 10,780円 |
| ⑷　脂質分析 | 同 | 9,200円 |
| ⑸　食塩分析 | 同 | 7,520円 |
| ⑹　アルコール分析 | 同 | 7,800円 |
| ⑺　脂肪酸組成分析 | 同 | 45,390円 |
| ⑻　アミノ酸組成分析 | 同 | 56,530円 |
| ⑼　有機酸分析 | 同 | 37,180円 |
| ⑽　無機質分析 | 同 | 8,010円 |
| ⑾　水溶性ビタミン分析 | 同 | 13,730円 |
| ⑿　脂溶性ビタミン分析 | 同 | 21,010円 |
| ⒀　食物繊維分析 | 同 | 49,330円 |
| ⒁　糖類分析 | 同 | 13,920円 |
| ⒂　Ｘ線微小部分析 | 同 | 34,560円 |
| ⒃　Ｋ値測定 | 同 | 23,370円 |
| ⒄　その他の分析 | １件ごとに4,040円以上56,530円以下の範囲内で所長の定める額 | |
| ３　成績書の謄本 | １通につき | 650円 |

**附　則**

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に使用の申込みがされている同日以後の北海道立食品加工研究センターの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第21号**

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則の一部を改正する規則

北海道立地域食品加工技術センター条例施行規則（平成６年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

**別表**（第７条関係）

１　試験を依頼する場合

| 区　　分 | 手　　数　　料 |
|---|---|
| 一般生菌数 | １件ごとに　10,400円 |
| 大腸菌群 | 同　10,400円 |
| 耐熱性菌数 | 同　11,600円 |
| 乳酸菌数 | 同　9,400円 |
| 真菌数（カビ、酵母） | 同　10,600円 |
| 嫌気性菌数（ＧＡＭ培地） | 同　11,000円 |
| 大腸菌 | 同　9,400円 |
| ブドウ球菌 | 同　9,400円 |
| 腸炎ビブリオ菌 | 同　9,600円 |
| サルモネラ菌 | 同　9,600円 |
| 水分活性測定 | 同　4,950円 |
| 糖度測定 | 同　2,350円 |
| ｐＨ測定 | 同　2,450円 |
| 粘度測定 | 同　9,800円 |
| 色測定 | 同　3,600円 |
| 比重測定 | 同　4,850円 |
| 屈折率測定 | 同　4,800円 |
| 異物検査 | 同　4,900円 |
| 普通物性測定 | 同　7,800円 |
| その他の試験 | １件ごとに2,350円以上11,600円以下の範囲内で知事の定める額 |

２　分析を依頼する場合

| 区　　分 | 手　　数　　料 |
|---|---|
| 灰分分析 | １件ごとに　4,100円 |
| 水分分析（絶乾法） | 同　4,100円 |
| たんぱく質分析 | 同　10,800円 |
| 脂質分析 | 同　8,850円 |
| 繊維分析 | 同　8,600円 |
| 食塩分析 | 同　7,500円 |
| アルコール分析 | 同　7,450円 |
| 脂肪酸組成分析 | 同　47,600円 |
| アミノ酸組成分析 | 同　67,400円 |
| 有機酸分析 | 同　37,300円 |
| 無機質分析 | 同　8,750円 |
| 添加物分析（簡易） | 同　11,400円 |
| 添加物分析（複雑） | 同　21,100円 |
| 水溶性ビタミン分析 | 同　15,400円 |
| 脂溶性ビタミン分析 | 同　21,100円 |
| 食物繊維分析 | 同　48,900円 |
| 普通分析 | 同　7,950円 |
| 糖類分析 | 同　13,300円 |
| 無脂乳固形分分析 | 同　10,800円 |
| 乳脂肪分分析 | 同　5,050円 |
| その他の分析 | １件ごとに4,100円以上67,400円以下の範囲内で知事の定める額 |

３　成績書謄本の交付を受けようとする場合

成績書謄本　１通につき570円

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第22号**

北海道家畜保健衛生所条例施行規則の一部を改正する規則

北海道家畜保健衛生所条例施行規則（昭和26年北海道規則第220号）の一部を次のように改正する。

別表手数料の部中「3,350円」を「3,340円」に、「740円」を「710円」に、「990円」を「940円」に、「2,850円」を「2,860円」に、「750円」を「700円」に、「2,880円」を「2,910円」に、「1,640円」を「1,590円」に、「1,270円」を「1,230円」に、「2,720円」を「2,690円」に、「6,150円」を「6,060円」に、「4,860円」を「5,520円」に、「9,730円」を「12,150円」に、「12,650円」を「21,850円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第23号**

北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立農業試験場依頼分析等に関する規則（昭和39年北海道規則第127号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１(1)中「1,790円」を「1,950円」に改め、同表の１(2)中「8,050円」を「8,270円」に改め、同表の１(3)中「9,960円」を「１万270円」に改め、同表の１(4)中「5,900円」を「6,150円」に改め、同表の１(5)中「7,630円」を「7,720円」に改め、同表の１(6)中「8,040円」を「8,270円」に改め、同表の１(7)中「9,870円」を「１万140円」に改め、同表の１(8)中「8,290円」を「8,530円」に改め、同表の１(9)中「2,240円」を「2,390円」に改め、同表の１(10)中「8,200円」を「8,300円」に改め、同表の１(11)中「2,100円」を「2,180円」に改め、同表の１(12)中「8,120円」を「8,330円」に改め、同表の１(13)中「1,810円」を「2,010円」に改め、同表の１(14)中「7,160円」を「7,360円」に改め、同表の１(15)中「1,800円」を「1,880円」に改め、同表の２中「１万4,720円」を「１万5,550円」に改め、同表の３中「１万2,030円」を「１万2,480円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第24号**

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則の一部を改正する規則

北海道立水産試験場依頼分析等及び設備の使用に関する規則（昭和57年北海道規則第77号）の一部を次のように改正する。

第11条第１号中「9,900円」を「8,820円」に改め、同条第２号中「２万400円」を「１万8,650円」に改め、同条第３号中「３万6,200円」を「３万6,290円」に改める。

第12条第１項第１号中「（使用時間が１時間未満であるとき又は」を「以内2,700円、１時間を超えるときはその超える時間１時間（」に、「700円」を「2,460円」に改め、同項第２号中「につき650円」を「以内3,110円、１時間を超えるときはその超える時間１時間につき2,870円」に改める。

**附　則**

１　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に申込みがされている試験又は鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

３　施行日前に使用の許可の申請がされている施行日以後の北海道立水産試験場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

---

北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第25号**

北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立林産試験場設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第39号）の一部を次のように改正する。

第５条中「終わった」を「終えた」に改める。

第８条第１項中「返還しない」を「返還する」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、場長が指定する試験及び分析のために提出された物件については、この限りでない。

第８条第２項中「鑑定又は設計」を「試験等」に改める。

第９条第１項中「第４条第２項第２号に掲げる」を「第４条第２項の」に改める。

別表を次のように改める。

**別表**（第９条関係）

１　使用料

| 番号 | 名　称 | 使　用　料 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 製材機械 | | |
| | チップ製造装置 | １台１時間につき | 16,470円 |
| | | １時間増すごとに | 720円 |
| 2 | 合板製造機械 | | |
| | (1)　合板用小型グルースプレッダー | １台１時間につき | 6,850円 |
| | | １時間増すごとに | 270円 |
| | (2)　コールドプレス | １台１時間につき | 11,870円 |
| | | １時間増すごとに | 840円 |
| | (3)　多段式大型ホットプレス | １台１時間につき | 42,050円 |
| | | １時間増すごとに | 20,200円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 3 | 木材加工機械 | | |
| | ⑴　自動一面かんな盤 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 11,710円<br>680円 |
| | ⑵　ワイドベルトサンダー | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 12,060円<br>1,030円 |
| 4 | 粉砕成型機械 | | |
| | ⑴　オートクレーブ | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 24,020円<br>8,270円 |
| | ⑵　ペレット製造装置 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 9,030円<br>370円 |
| | ⑶　パールマン型小型チッパー | 1台1日につき<br>1日増すごとに | 53,840円<br>42,820円 |
| | ⑷　フラットスクリーン | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 20,610円<br>140円 |
| | ⑸　実験用小型ホットプレス | 1台1日につき<br>1日増すごとに | 68,280円<br>57,260円 |
| 5 | その他の機械 | | |
| | ⑴　スプレードライヤー | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 11,700円<br>680円 |
| | ⑵　耐火試験炉 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 40,020円<br>650円 |
| | ⑶　気密・水密試験装置 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 6,180円<br>830円 |
| | ⑷　ロータリーエバポレーター | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 6,660円<br>360円 |
| | ⑸　小型加圧注入装置 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 16,200円<br>450円 |
| | ⑹　分光光度計 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 9,020円<br>360円 |
| | ⑺　遠心分離機 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 11,310円<br>290円 |
| | ⑻　燃焼発熱性試験装置 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 26,300円<br>3,520円 |
| | ⑼　ふるい振とう機 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 6,330円<br>30円 |
| | ⑽　断熱防露試験装置 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 12,400円<br>2,640円 |
| | ⑾　軽量床衝撃音測定装置 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 3,500円<br>350円 |
| | ⑿　実験用粉砕器 | 1台1時間につき<br>1時間増すごとに | 6,390円<br>90円 |
| | ⒀　その他の機械 | 1台1時間につき3,500円以上42,050円以下及び1台1日につき53,840円以上68,280円以下の範囲内で場長が定める額 | |

備考　使用時間が1時間未満であるとき又は使用時間に1時間未満の端数の時間があるときは、当該時間については、1時間として計算するものとする。

2　手数料

| 番号 | 名　　称 | 手　　数　　料 | |
|---|---|---|---|
| 1 | 試験 | | |
| | ⑴　木材の材質試験 | | |
| | ア　密度試験 | 1件12体につき | 18,820円 |
| | イ　含水率試験 | 同 | 15,670円 |
| | ウ　平均年輪幅試験 | 同 | 14,690円 |
| | エ　収縮率試験 | 同 | 28,300円 |
| | オ　吸水量試験 | 同 | 33,670円 |
| | カ　吸湿量試験 | 同 | 120,980円 |
| | キ　摩耗量試験 | 同 | 26,950円 |
| | ク　縦圧縮試験 | 同 | 34,680円 |
| | ケ　横圧縮試験 | 同 | 34,700円 |
| | コ　部分圧縮試験 | 同 | 34,700円 |
| | サ　縦引張試験 | 同 | 44,130円 |
| | シ　横引張試験 | 同 | 44,130円 |
| | ス　曲げ試験 | 同 | 34,700円 |
| | セ　せん断試験 | 同 | 39,030円 |
| | ソ　割裂試験 | 同 | 27,780円 |
| | タ　衝撃曲げ試験 | 同 | 26,350円 |
| | チ　硬さ試験 | 同 | 41,410円 |
| | ⑵　木材の強度試験 | | |
| | ア　曲げ試験（せい110㎜未満） | 1件5体につき<br>追加1体につき | 26,800円<br>3,430円 |
| | イ　曲げ試験（せい110㎜以上） | 1件5体につき | 52,120円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 追加１体につき | 7,910円 |
| ウ　縦圧縮試験 | １件５体につき | 76,090円 |
| | 追加１体につき | 7,910円 |
| エ　引張試験 | １件５体につき | 27,460円 |
| | 追加１体につき | 3,070円 |
| カ　縦振動ヤング係数測定 | １件５体につき | 22,250円 |
| | 追加１体につき | 2,380円 |
| (3)　合板の品質試験 | | |
| ア　煮沸繰り返し試験 | １件４片につき | 25,520円 |
| | 追加４片につき | 4,380円 |
| イ　１類浸せきはく離試験 | １件４片につき | 25,310円 |
| | 追加４片につき | 4,330円 |
| ウ　温冷水浸せき試験 | １件４片につき | 24,660円 |
| | 追加４片につき | 4,440円 |
| エ　２類浸せきはく離試験 | １件４片につき | 24,390円 |
| | 追加４片につき | 4,330円 |
| オ　平面引張試験 | １件４片につき | 29,790円 |
| | 追加４片につき | 4,160円 |
| カ　含水率試験 | １件２片につき | 12,850円 |
| | 追加２片につき | 1,580円 |
| キ　寒熱繰り返し試験 | １件２片につき | 29,840円 |
| | 追加２片につき | 3,930円 |
| ク　湿熱試験 | １件２片につき | 24,140円 |
| | 追加２片につき | 2,750円 |
| ケ　摩耗試験 | １件３片につき | 30,460円 |
| | 追加３片につき | 4,330円 |
| コ　耐水試験 | １件２片につき | 52,630円 |
| | 追加２片につき | 11,020円 |
| サ　引きかき硬度試験 | １件２片につき | 28,870円 |
| | 追加２片につき | 3,940円 |
| シ　汚染試験 | １件２片につき | 29,090円 |
| | 追加２片につき | 3,930円 |
| ス　耐アルカリ試験 | １件２片につき | 29,090円 |
| | 追加２片につき | 3,930円 |
| セ　耐酸試験 | １件２片につき | 29,090円 |
| | 追加２片につき | 3,930円 |
| ソ　耐シンナー試験 | １件２片につき | 29,090円 |
| | 追加２片につき | 3,930円 |

| | | |
|---|---|---|
| タ　面内せん断試験 | １件２片につき | 35,990円 |
| | 追加２片につき | 6,700円 |
| チ　曲げ試験（１級） | １件２片につき | 50,180円 |
| | 追加２片につき | 12,340円 |
| (4)　木質材料の防腐性能試験 | | |
| ア　薬剤の加圧処理 | １件１条件につき | 50,690円 |
| イ　耐朽性試験 | 同 | 172,980円 |
| ウ　防腐性能試験 | 同 | 237,440円 |
| エ　かび抵抗性試験（防かび効力試験） | 同 | 157,170円 |
| (5)　集成材の性能試験 | | |
| ア　ブロックせん断試験 | １件６片につき | 23,580円 |
| | 追加２片につき | 2,540円 |
| イ　浸せきはく離試験（使用環境Ａ） | １件６片につき | 20,560円 |
| | 追加２片につき | 1,960円 |
| ウ　浸せきはく離試験（使用環境Ｂ又は使用環境Ｃ） | １件６片につき | 17,630円 |
| | 追加２片につき | 1,180円 |
| エ　煮沸はく離試験（使用環境Ａ） | １件６片につき | 24,570円 |
| | 追加２片につき | 1,960円 |
| オ　煮沸はく離試験（使用環境Ｂ又は使用環境Ｃ） | １件６片につき | 19,630円 |
| | 追加２片につき | 1,180円 |
| カ　減圧加圧はく離試験（使用環境Ａ） | １件６片につき | 34,760円 |
| | 追加２片につき | 1,960円 |
| キ　減圧加圧はく離試験（使用環境Ｂ又は使用環境Ｃ） | １件６片につき | 24,720円 |
| | 追加２片につき | 1,180円 |
| ク　曲げ試験（せい110㎜未満） | １件３体につき | 19,960円 |
| | 追加１体につき | 3,430円 |
| ケ　曲げ試験（せい110㎜以上） | １件３体につき | 49,140円 |
| | 追加１体につき | 7,910円 |
| (6)　木質材料の防火試験 | | |
| ア　表面難燃性試験 | １件３体につき | 56,670円 |
| イ　着炎発火性試験 | １件５体につき | 43,300円 |
| ウ　耐火性試験 | １件１体につき | 70,880円 |
| エ　燃焼発熱性試験 | １件３体につき | 64,610円 |
| (7)　チップの品質試験 | | |
| ア　水分 | １件１検体につき | 17,480円 |
| イ　形状 | 同 | 21,780円 |

| | | |
|---|---|---|
| ウ　比重 | 同 | 24,570円 |
| ⑻　ボード類の品質試験 | | |
| ア　密度試験 | １件３体につき | 22,210円 |
| イ　含水率試験 | 同 | 24,570円 |
| ウ　曲げ試験 | 同 | 33,140円 |
| エ　硬さ試験 | 同 | 35,980円 |
| オ　はく離抵抗試験 | 同 | 47,320円 |
| カ　木ねじ保持力試験 | 同 | 42,590円 |
| キ　くぎ保持力試験 | 同 | 42,590円 |
| ク　吸湿率試験 | 同 | 49,820円 |
| ケ　吸湿厚さ膨張率試験 | 同 | 54,530円 |
| コ　吸湿長さ膨張率試験 | 同 | 54,530円 |
| サ　吸水率試験 | 同 | 36,600円 |
| シ　吸水厚さ膨張率試験 | 同 | 41,310円 |
| ス　吸水長さ膨張率試験 | 同 | 41,310円 |
| セ　反り試験 | 同 | 36,550円 |
| ソ　湿潤曲げ試験 | 同 | 41,860円 |
| ⑼　サッシの性能試験 | | |
| ア　耐風圧性試験 | １件１体につき | 137,160円 |
| イ　気密性試験 | 同 | 106,990円 |
| ウ　水密性試験 | 同 | 108,010円 |
| エ　断熱性試験 | 同 | 226,330円 |
| オ　防露性試験 | 同 | 283,030円 |
| カ　耐風圧・気密性試験 | 同 | 170,480円 |
| キ　耐風圧・水密性試験 | 同 | 171,500円 |
| ク　耐風圧・気密・水密性試験 | 同 | 204,830円 |
| ケ　気密・水密性試験 | 同 | 140,670円 |
| コ　断熱・防露性試験 | 同 | 423,610円 |
| ⑽　揮発性有機化合物（以下「ＶＯＣ」という。）及びホルムアルデヒド放散量測定 | | |
| ア　ＶＯＣ放散量（小形チャンバー法） | | |
| １日間 | １件１検体５成分につき<br>追加１成分につき | 28,360円<br>4,720円 |
| ３日間 | １件１検体５成分につき<br>追加１成分につき | 43,120円<br>7,080円 |
| ７日間 | １件１検体５成分につき<br>追加１成分につき | 63,870円<br>9,450円 |
| イ　ＶＯＣ放散量（大形チャンバー法） | | |
| １日間 | １件１検体５成分につき<br>追加１成分につき | 66,730円<br>4,720円 |
| ３日間 | １件１検体５成分につき<br>追加１成分につき | 83,780円<br>7,080円 |
| ７日間 | １件１検体５成分につき<br>追加１成分につき | 109,120円<br>9,450円 |
| ウ　ホルムアルデヒド放散量（デシケータ法） | １件１検体につき<br>追加１検体につき | 23,130円<br>3,360円 |
| エ　ホルムアルデヒド放散量（小形チャンバー法） | | |
| １日間 | １件１検体につき | 20,940円 |
| ３日間 | １件１検体につき | 30,170円 |
| ７日間 | １件１検体につき | 45,380円 |
| ８日間以上 | １件１検体につき　66,320円に、2,990円に全体の日数から８を減じた数を乗じて得た額を加算した額 | |
| オ　ホルムアルデヒド放散量（大形チャンバー法） | | |
| 標準換気試験 | １件１検体につき | 46,890円 |
| ２種類換気試験 | 同 | 59,220円 |
| ３種類換気試験 | 同 | 83,990円 |
| カ　ＶＯＣ放散量及びホルムアルデヒド放散量（標準換気試験）（大形チャンバー法） | | |
| １日間 | １件１検体（ＶＯＣについては、５成分まで）につき | 95,830円 |
| ３日間 | １件１検体（ＶＯＣについては、５成分まで）につき<br>（２種類換気試験の場合にあっては、121,050円） | 112,880円 |
| ７日間 | １件１検体（ＶＯＣについては、５成分まで）につき | 138,220円 |

| | | |
|---|---|---|
| | | （２種類換気試験の場合にあっては146,390円、３種類換気試験の場合にあっては154,560円） |
| | ⑾　木炭等の性能試験 | |
| | ア　木炭等の比表面積測定 | １件１検体につき　35,770円 |
| | イ　木炭の精錬度(電気抵抗値) | 同　7,600円 |
| | ⑿　その他の試験 | |
| | ア　耐力壁の面内せん断試験 | １件４体につき　208,710円 |
| | イ　接合金物のせん断試験 | １件７体につき　188,570円 |
| | ウ　接合金物の引張試験 | 同　132,300円 |
| | エ　耐候試験 | １件100時間につき　98,150円<br>追加100時間につき　64,500円 |
| | オ　耐衝撃性試験 | １件３体につき　26,520円 |
| | カ　表面粗さ測定 | １件２片につき　22,040円<br>追加２片につき　2,540円 |
| | キ　化学物質の吸着試験（テドラーバッグ法） | １件１検体につき　17,050円<br>追加１検体につき　10,630円 |
| | ク　化学物質の吸着試験（デシケータ法） | １件１検体につき　17,050円<br>追加１検体につき　10,630円 |
| | ケ　その他の試験 | １件につき7,600円以上423,610円以下の範囲内で場長が定める額 |
| 2 | 分析又は鑑定 | |
| | (1)　定性分析 | |
| | ア　無機物の分析 | １件１検体１成分につき　17,880円<br>追加１成分につき　4,720円 |
| | イ　有機物の分析 | １件１検体１成分につき　20,250円<br>追加１成分につき　4,720円 |
| | (2)　定量分析 | |
| | ア　無機物の分析 | １件１検体１成分につき　30,660円<br>追加１成分につき　9,450円 |
| | イ　有機物の分析 | １件１検体１成分につき　34,200円<br>追加１成分につき　9,450円 |
| | (3)　木炭又は加工炭に関する分析 | １件１検体につき　45,100円 |
| | (4)　酢液の分析 | 同　32,070円 |
| | (5)　木材の鑑定 | 同　22,340円 |
| | (6)　菌類の鑑定 | 同　58,630円 |
| | (7)　その他の分析又は鑑定 | １件につき17,880円以上128,700円以下の範囲内で場長が定める額 |

備考　この表において「使用環境Ａ」、「使用環境Ｂ」及び「使用環境Ｃ」とは、それぞれ集成材の日本農林規格（平成19年農林水産省告示第1152号）第２条に規定する使用環境Ａ、使用環境Ｂ及び使用環境Ｃをいう。

別記第１号様式中及び別記第４号様式中「年　月　日　時　分か<br>年　月　日　時　分ま」

「ら<br>で　時間」を「年　月　日　時　分から<br>年　月　日　時　分まで」

「時間（日間）」に改める。

**附　則**

1　この規則は、平成20年４月１日から施行する。

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立林産試験場の設備の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3　施行日前に申込みがされている試験、分析及び鑑定に係る手数料の額については、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

---

北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第26号**

北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立林業試験場依頼分析等に関する規則（昭和39年北海道規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表１の項中「9,610円」を「10,580円」に、「14,050円」を「14,590円」に、「20,300円」を「19,320円」に、「15,490円」を「15,930円」に、「14,600円」を「15,290円」に、「21,700円」を「20,390円」に、「32,680円」を「32,830円」に改め、同表２の項中「4,480円」を「4,510円」に、「7,730円」を「7,930円」に、「9,240円」を「9,690円」に、「6,150円」を「6,360円」に、「7,660円」を「8,110円」に改め、同表３の項中「4,480円

以上34,620円」を「4,510円以上34,600円」に改める。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第27号**

宅地造成等規制法施行細則の一部を改正する規則

宅地造成等規制法施行細則（昭和39年北海道規則第130号）の一部を次のように改正する。

第11条の見出しを次のように改める。

（宅地造成等規制法適合証の交付の請求）

別記第９号様式を次のように改める。

**別記第９号様式**（第11条関係）

宅地造成等規制法適合証の交付請求書

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 宅地造成等規制法施行規則第30条の規定により、次のことについて宅地造成等規制法の規定に適合している旨の書面の交付を請求します。<br>年　月　日<br>支庁長　様<br>申請者　住所<br>電話　番<br>氏名　印 | | | | | ※　手数料欄 |
| 建築物等に関する事項 | 敷地の所在及び地番 | | | | |
| | 宅地造成に関する工事の許可年月日及び番号 | 年　月　日　第　号 | | | |
| | 建築等の計画 | 建築等に伴う新たな宅地造成工事 | 有<br>無 | 許可年月日及び番号<br>年　月　日　第　号 | |
| | | 敷地面積 | 平方メートル | | |
| その他必要事項 | | | | | |
| ※　受　付　欄 | | | | | |

備考　1　※印の欄には、記入しないこと。
　　2　建築確認申請書の写しを添えること。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第28号**

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和45年北海道規則第82号）の一部を次のように改正する。

第２条の表２の項中「第35条（」を「法第34条の２第１項（法第35条の２第４項において準用する場合を含む。）、第35条（」に改め、「第41条（法」の次に「第34条の２第２項及び」を、「第43条第１項」の次に「及び第３項」を、「第47条第１項（法」の次に「第34条の２第２項及び」を、「まで」の次に「（これらの規定を法第34条の２第２項において準用する場合を含む。）」を加え、「並びに法第34条の２第１項に規定する国又は都道府県等が行う開発行為及び法第43条第３項に規定する国又は都道府県等が行う建築物等の新築等に係るもの」を削る。

第22条の見出し中「開発行為又は建築に関する証明書等」を「都市計画法適合証」に改め、同条中「開発行為又は建築に関する証明書等交付請求書」を「都市計画法適合証の交付請求書」に改める。

第24条の表中

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開発行為協議書 | 正本　１部<br>副本　３部 | | |
| 開発行為変更許可申請書 | 正本　１部<br>副本　３部 | 正本　１部<br>副本　２部 | を |
| 開発行為変更協議書 | 正本　１部<br>副本　３部 | | |

」

「

| | | | |
|---|---|---|---|
| 開発行為協議書 | 正本　１部<br>副本　３部 | 正本　１部<br>副本　２部 | |
| 開発行為変更許可申請書 | 正本　１部 | 正本　１部 | に、 |

| | | |
|---|---|---|
| | 副本　３部 | 副本　２部 |
| 開発行為変更協議書 | 正本　１部<br>副本　３部 | 正本　１部<br>副本　２部 |

」

「

| | | |
|---|---|---|
| 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書 | 正本　１部<br>副本　３部 | |

」を

「

| | | |
|---|---|---|
| 建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議書 | 正本　１部<br>副本　３部 | 正本　１部<br>副本　２部 |

」に改める。

別記第４号様式中「第32条（」の次に「都市計画法第34条の２第２項において準用する同法第32条、」を加える。

別記第８号様式の２、別記第８号様式の４及び別記第12号様式の３中

「北海道知事　様」を「北海道知事　様<br>（　　支庁長）」に改める。

別記第19号様式を次のように改める。

**別記第19号様式**（第22条関係）

都市計画法適合証の交付請求書

| | |
|---|---|
| 都市計画法施行規則第60条の規定により、次のことについて都市計画法の規定に適合している旨の証明書の交付を請求します。<br>年　月　日<br>北海道知事<br>（　　支庁長）様<br>申請者　住所<br>電話　　番<br>氏名　　印 | ※　手数料欄 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 建築物 | 敷地の所在及び地番 | | | |
| | 区域区分 | □市街化区域<br>□市街化調整区域<br>□その他の区域 | 用途地域 | |
| | 開発許可等の年月日及び | 年　月　日　第　号（　）<br>年　月　日　第　号（　） | | |
| | 都市計画法第41条による制限の内容 | | | |
| | 建築等の計画の概要 | 開発行為 | 有　無（　　㎡） | |
| | | 用途 | | 敷地面積　㎡ |
| | | 工事の種別 | | 建築等の面積 |
| その他必要事項 | | | | |
| ※　受付欄 | | | | |

備考　１　※印の欄には、記入しないこと。
　　２　建築確認申請書の写しを添えること。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

---

北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年３月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第29号**

北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則の一部を改正する規則

北海道立北方建築総合研究所設備使用及び依頼試験等に関する規則（昭和37年北海道規則第57号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「別表第２」を「別表第１」に改める。

第10条に次の１項を加え、同条を第13条とする。

２　この規則の施行に関し必要な事項は、研究所長が定める。

第９条第１項中「前条第１項の」を削り、同条第２項中「条例第５条第２項の」を削り、「同項」を「条例第５条第２項」に改め、同条に次の１項を加え、同条を第11条とする。

３　前２項の規定にかかわらず、北海道収入証紙の購入が困難である等の理由がある場合には、使用料又は手数料は、納入通知書により現金で納付することができる。

第11条の次に次の１条を加える。

（納付時期）

**第12条**　使用料及び手数料は、北海道収入証紙で納付するものは申込みの際に、納入通知書により現金で納付するものは設備の使用又は試験等、指導若しくは性能評価の開始までに納付しなければならない。

第８条第１項中「使用料」の次に「（以下「使用料」という。）」を加え、「別表第１」を「別表第２」に改め、同条第２項中「手数料」の次に「（以下「手数料」という。）」を加え、「別表第２」を「別表第１」に改め、同条第３項中「道所定の旅費額に相当する額」を「職員の出張に要する旅費（北海道職員等の旅費に関する条例（昭和28年北海道条例第38号）の規定による旅費額をいう。）に相当する額その他の実費」に改め、同条を第10条とする。

第７条を第８条とし、同条の次に次の１条を加える。

（試験等のために提出された物件の返還）

**第９条**　試験等のために提出された物件は、返還する。

２　試験等のために提出された物件の返還に要する費用は、当該試験等を依頼した者が負担しなければならない。

第６条を第７条とする。

第５条中「終わった」を「終えた」に改め、同条を第６条とする。

第４条を第５条とし、第３条の２を第４条とする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

**別表第１**（第２条、第10条関係）

手　　数　　料

１　強度又は耐久に関する試験

| 項　　目 | 提出物件の量 | 手数料の額（１件につき） |
|---|---|---|
| ⑴　コンクリートに関する試験 | | |
| ア　水中凍結融解試験（50サイクル） | １種類３個 | 58,250円 |
| イ　気中凍結水中融解試験（50サイクル） | 同 | 80,470円 |
| ウ　コンクリートコアの圧縮強度試験（キャッピングを施したもの） | 同 | 24,000円 |
| エ　コンクリートコアの中性化試験 | 同 | 45,080円 |
| ⑵　建築用ブロックに関する試験 | | |
| ア　圧縮強度の測定 | １種類５個 | 28,880円 |
| イ　吸水率の測定 | 同 | 25,660円 |
| ⑶　建築用外壁材料に関する試験 | | |
| ア　水中凍結水中融解試験（50サイクル） | １種類５個 | 53,050円 |
| イ　気中凍結水中融解試験（50サイクル） | 同 | 86,160円 |
| ウ　気中凍結気中融解試験（50サイクル） | １種類10個 | 70,420円 |
| エ　片面気中凍結水中融解試験（50サイクル） | １種類５個 | 86,160円 |
| オ　ボード類の曲げ強さ試験（建築用外壁材料の強度試験） | １種類５枚 | 25,980円 |
| ⑷　その他の試験 | | |
| ア　吸水試験 | ５個 | 48,770円 |
| イ　衝撃試験 | ３個 | 28,250円 |
| ウ　石材の圧縮試験 | 同 | 26,460円 |
| エ　レンガの圧縮試験 | ５個 | 21,210円 |
| オ　モルタルの強さ試験 | １種類３個 | 26,370円 |
| カ　その他の試験 | | 10,890円以上381,000円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

２　耐火又は防火に関する試験

| 項　　目 | 提出物件の量 | 手数料の額（１件につき） |
|---|---|---|
| ⑴　不燃性試験 | １種類３個 | 139,410円 |
| ⑵　発熱性試験 | 同 | 148,370円 |
| ⑶　ガス有害性試験 | １種類２体 | 296,450円 |
| ⑷　耐火性能試験（壁、載荷、30分加熱） | １体 | 425,300円 |
| ⑸　耐火性能試験（壁、載荷、60分加熱） | 同 | 503,490円 |
| ⑹　耐火性能試験（壁、載荷、120分加熱） | 同 | 680,210円 |
| ⑺　耐火性能試験（壁、非載荷、30分加熱） | 同 | 393,710円 |
| ⑻　耐火性能試験（壁、非載荷、60分加熱） | 同 | 470,730円 |
| ⑼　耐火性能試験（壁、非載荷、120分加熱） | 同 | 624,770円 |
| ⑽　準耐火性能試験（壁、載荷、30分加熱） | 同 | 337,070円 |
| ⑾　準耐火性能試験（壁、載荷、45分加熱） | 同 | 355,050円 |
| ⑿　準耐火性能試験（壁、載荷、60分加熱） | 同 | 373,040円 |
| ⒀　準耐火性能試験（壁、非載荷、30分加熱） | 同 | 324,150円 |
| ⒁　準耐火性能試験（壁、非載荷、45分加熱） | 同 | 340,720円 |
| ⒂　準耐火性能試験（壁、非載荷、60分加熱） | 同 | 357,290円 |

| | | |
|---|---|---|
| ⑯　準耐火性能試験（軒裏、30分加熱） | 同 | 315,330円 |
| ⑰　準耐火性能試験（軒裏、45分加熱） | 同 | 331,900円 |
| ⑱　準耐火性能試験（軒裏、60分加熱） | 同 | 348,470円 |
| ⑲　防火性能試験（壁、載荷、30分加熱） | 同 | 337,070円 |
| ⑳　防火性能試験（壁、非載荷、30分加熱） | 同 | 324,150円 |
| ㉑　防火性能試験（軒裏、30分加熱） | 同 | 315,330円 |
| ㉒　準防火性能試験（壁、載荷、20分加熱） | 同 | 324,970円 |
| ㉓　準防火性能試験（壁、非載荷、20分加熱） | 同 | 313,010円 |
| ㉔　遮炎性能試験（ひさし等及び防火設備、20分加熱） | 同 | 294,110円 |
| ㉕　遮炎性能試験（防火設備、60分加熱） | 同 | 338,390円 |
| ㉖　その他の試験 | | 50,500円以上1,831,690円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

3　熱、湿気又は空気質に関する試験

| 項　　目 | 提出物件の量 | 手数料の額（１件につき） |
|---|---|---|
| (1)　熱抵抗の測定試験 | １体 | 106,130円 |
| (2)　暖房用放熱器の性能試験 | 同 | 78,360円 |
| (3)　開口部材の断熱性能試験 | 同 | 245,850円 |
| (4)　開口部の防露性能試験 | 同 | 271,780円 |
| (5)　ホルムアルデヒド放散測定（小型チャンバー法） | ２体 | 163,070円 |
| (6)　ホルムアルデヒド放散測定（デシケータ法） | 同 | 50,350円 |
| (7)　建築材料の熱伝導率試験（熱流計法・絶乾） | ３体 | 103,260円 |
| (8)　建築材料の熱伝導率試験（熱流計法・気乾） | 同 | 126,520円 |
| (9)　その他の試験 | | 23,130円以上428,870円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

4　動風圧に関する試験

| 項　　目 | 提出物件の量 | 手数料の額（１件につき） |
|---|---|---|
| (1)　開口部の気密性能試験 | １体 | 130,160円 |
| (2)　開口部の水密性能試験 | 同 | 121,620円 |
| (3)　開口部の耐風圧性能試験 | 同 | 153,100円 |
| (4)　壁及び屋根の水密性能試験 | 同 | 121,620円 |
| (5)　その他の試験 | | 42,550円以上548,950円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

5　音響に関する試験

| 項　　目 | 提出物件の量 | 手数料の額（１件につき） |
|---|---|---|
| (1)　音響透過損失試験 | １体 | 168,370円 |
| (2)　その他の試験 | | 54,650円以上168,370円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

6　１から５までに該当しない試験

試験に要する材料費、役務費等の実費（研究所長の認定する額とする。）の合計額

7　調査又は指導

調査又は指導に要する材料費、役務費等の実費（研究所長の認定する額とする。）の合計額

**別表第２**（第10条関係）

使　　用　　料

1　実験室等

| 項　　目 | 使用料の額（１室ごと） | |
|---|---|---|
| | １日につき | １日を超えるときは、その超える日数１日につき |
| (1)　室内環境シミュレータ室 | | |
| ア　計測制御なし | 30,210円 | 21,700円 |
| イ　計測制御あり | 60,040円 | 51,540円 |
| (2)　外部環境シミュレータ室 | | |
| ア　温度制御なし | 44,690円 | 36,180円 |

| | | |
|---|---|---|
| イ　温度制御あり | 61,560円 | 53,050円 |
| (3)　恒温恒湿室 | 29,290円 | 20,780円 |
| (4)　低温室 | 15,120円 | 6,620円 |
| (5)　防音実験室 | 28,400円 | 19,890円 |
| (6)　インキュベート室 | 6,080円 | 3,250円 |
| (7)　その他の実験室等 | 6,080円以上61,560円以下の範囲内で研究所長の定める額 | 53,050円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

2　機械器具（1日単位で使用を許可するもの）

| 項　　目 | 使用料の額（1台ごと） | |
|---|---|---|
| | 1日につき | 1日を超えるときは、その超える日数1日につき |
| (1)　開口部断熱・防露性能試験装置 | 35,790円 | 27,280円 |
| (2)　開口部気密・水密性能試験装置 | 42,640円 | 31,300円 |
| (3)　湿気性能試験装置 | 25,960円 | 17,450円 |
| (4)　熱抵抗試験装置 | 20,270円 | 11,760円 |
| (5)　風洞装置 | 162,050円 | 119,520円 |
| (6)　複合劣化試験装置 | 57,230円 | 45,890円 |
| (7)　大型鋼製反力フレーム | 32,890円 | 13,050円 |
| (8)　木造耐力壁加力フレーム | 26,530円 | 6,690円 |
| (9)　建築部材水平加力装置 | 22,420円 | 13,910円 |
| (10)　大型振動台 | 166,590円 | 158,090円 |
| (11)　小型振動台 | 33,650円 | 8,130円 |
| (12)　暴露台 | 20,400円 | 550円 |
| (13)　その他の機械器具 | 20,270円以上166,590円以下の範囲内で研究所長の定める額 | 158,090円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

3　機械器具（1時間単位で使用を許可するもの）

| 項　　目 | 使用料の額（1台ごと） | |
|---|---|---|
| | 1時間につき | 1時間を超えるときは、その超える時間1時間につき |
| (1)　化学物質試験装置 | 9,430円 | 920円 |
| (2)　アムスラー圧縮試験機（処理能力5,000キロニュートン） | 21,820円 | 1,970円 |
| (3)　アムスラー圧縮試験機（処理能力2,000キロニュートン） | 24,090円 | 4,240円 |
| (4)　アムスラー圧縮試験機（処理能力1,000キロニュートン） | 22,210円 | 2,370円 |
| (5)　アムスラー圧縮試験機（処理能力200キロニュートン） | 20,820円 | 970円 |
| (6)　その他の機械器具 | 9,430円以上24,090円以下の範囲内で研究所長の定める額 | 4,240円以下の範囲内で研究所長の定める額 |

別記第1号様式中「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 | から | | | 日間 |
| 年 | 月 | 日 | まで | | | |

」を「

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | から | 時間（日間） |
| 年 | 月 | 日 | 時 | 分 | まで | |

」に改める。

別記第4号様式中「第7条関係」を「第8条関係」に改める。

**附　則**

1　この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に使用の申込みがされている施行日以後の北海道立北方建築総合研究所（以下「研究所」という。）の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

3　研究所の長は、知事が定める基準に従い、施行日から平成22年3月31日までの間に申込みがされた研究所の使用及び試験（道内に主たる営業所又は事業所を有する法人その他の団体に係るものに限る。）について、使用料及び手数料を減免することができる。

---

北海道立教職員検診センター条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成20年3月31日

北海道知事　高　橋　はるみ

**北海道規則第30号**

北海道立教職員検診センター条例施行規則を廃止する規則

北海道立教職員検診センター条例施行規則（昭和63年北海道規則第30号）は、廃止する。

**附　則**

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

毎週火・金曜日発行　（購読料金(送料とも)は月額3,860円）
発　行　北　海　道
編　集　総務部人事局法制文書課
印　刷　富士プリント株式会社